

人権課題の現状(団体ヒアリング結果)

課題(現行指針の分類)	団体又は有識者等	ページ
同和	・部落解放同盟東京都連合会	1
	・東京人権と生活運動連合会	2

意見聴取団体

障害者	社会福祉法人 東京都重症指針障害児(者)を守る会	5
	特定非営利活動法人 東京腎臓病協議会	7
	公益社団法人 銀鈴会	9
	東京都精神障害者家族会連合会(通称:東京つくし会)	11
	東京都身障運転者協会	16
	東京視覚障害者協会	18
	公益社団法人 東京都盲人福祉協会	19
	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会:「特に意見なし」で承りました	

団 体 名	部落解放同盟東京都連合会
代 表 者	執行委員長 長谷川 三郎
住 所	
連 絡 先	
団 体 の 概 要	<p>部落解放同盟は、1922年に結成された全国水平社を継承し、(1955年部落解放同盟に改称)、部落差別の完全な撤廃を目的に活動する全国の被差別部落民を代表する大衆団体です。「都連」は部落解放同盟中央本部の方針にもとづき活動し、都内の被差別部落出身者で構成されています。</p>
同和に関する現在の状況・課題	<p>1. 部落差別の現実</p> <p>①東京都やいくつかの区で実施されている「人権意識調査」にも表れているように、部落に対する根強い差別意識がある。</p> <p>②そういった差別意識を背景に、戸籍謄本等不正取得事件、土地差別調査事件、「職安法」違反事例の増加など結婚、就職、居住(物件の購入)などにおいて、依然差別が存在する。</p> <p>③また、被差別部落出身者全体をターゲットにした差別落書や差別貼紙などが後を絶たない。葛飾区内では、10年以上にわたって、60件以上の差別落書が発覚している。にもかかわらず、犯人はつかまっていない。</p> <p>④被差別部落出身者個人に対する「差別攻撃」といってもいい脅迫的、暴力的な差別事件として、2003年に発覚した連続大量差別落書事件があり、その心の傷は今も癒えていない。</p> <p>⑤さらに、インターネット上の差別的書き込みは数年間も野放しにされたままであり、東京都などが実施している人権啓発の成果を損なう事態になっている。部落の所在地リスト(インターネット版部落地名総鑑)も公表されており、差別身元調査を誘発、扇動する悪質な差別事件も発覚している。</p> <p>2. このような現実を踏まえ、国際人権基準に合致した人権政策の確立が必要であり、悪質な差別の禁止と被害者の救済、また、人権教育・啓発の強化を柱にした包括的な差別撤廃条例などの制度確立が必要である。また部落差別撤廃に向け、差別事件の再発防止にむけた制度改革・確立が急務の課題となっている。</p>

団体名	東京人権と生活運動連合会
代表者	執行委員長 山本金義
住所	
連絡先	
団体の概要	<p>東京人権と生活運動連合会（略称；東京人権連）は、会員の要求実現、や、「人権」の名によるものをはじめとした同和行政・同和教育の復活を許さず、真の人権行政を確立させるため、全国地域人権運動総連合（全国人権連）の東京都連合会として、運動を進めています。</p> <p>私たちの先輩は1974年2月25日、部落解放運動の変質や、東京都をはじめとした歪んだ同和行政に反対し、「部落解放同盟正常化東京都連絡会議」を結成しました。この「正常化都連」は、1922年に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と、万人平等をめざして結成された全国水平社の伝統を正しく受け継ぎ、首都・東京において正しい部落解放運動を推進するため、東京都の「窓口一本化」打破をはじめ、運動を推進してきました。</p> <p>1976年5月16日、正常化都連は「東京都部落解放運動連合会」として改組・発展し、さらに、2004年、全国的にも部落の環境改善も進み、民主主義の前進によって国民の差別意識も着実に解消に進んでいること、そうしたもとの「部落解放運動」を冠し、部落出身者を中心に組織した組織は現状にそぐわず、かえって旧身分の固定化にもつながりかねないことなどから、5月23日の東解連第32回定期大会で、東京都部落解放運動連合会を「東京人権と生活運動連合会」（略称；東京人権連）に改組・発展させたものです。</p> <p>東京人権連は、会員の要求実現、皮革・履物産業の振興と履物工労働者の生活・権利向上、行政の「人権」に名を借りた同和行政継続・復活などに反対するとともに、ごくまれに起こる可能性がある部落差別にも、教育的に対応します。</p> <p>また真の人権行政の確立をめざし、部落問題に限らず、女性、高齢者、子ども、労働者、外国人、HIV感染者、ハンセン病元患者、犯罪被害者とその家族、路上生活者など多くの人権問題はもちろん、環境や住宅などの問題も人権問題として対応するよう行政に要求するとともに、これらの課題に取り組む民主団体・労働組合などと連帯します。</p>

<p>同和問題に 関する 現在の 状況・課題</p>	<p>東京都人権施策推進指針の見直しが決まり、7月25日に第1回の有識者懇談会が開催されました。</p> <p>この「指針」は2000年に石原知事の名前で制定され、「5年をめぐりに見直す」とされていましたが、一度も見直しをせずに石原氏が退任し、そのまま放置されていました。石原知事は憲法に掲げる人権の理念に反する発言を繰り返し、私たちはそれに抗議してきました。一方で石原都政は「男女平等教育推進校」は廃止し、人権教育は後退しました。</p> <p>この6月の都議会本会議で公明党の代表質問でオリンピックに関する質問に対して、舛添知事が、「多文化共生社会の実現に向けて、多様性への理解と差別はあってはならないという人権尊重の理念を都民全体で共有できるように積極的に啓発に取り組むとともに、都の姿勢を国内外に発信する」、総務局長が「指針の見直しに着手する」と答弁しました。</p> <p>ここ東京では外国人を敵視・攻撃するヘイトスピーチや都議会での女性の人権を蹂躪する野次が発生しており、東京都として見過ごすことは許されません。</p> <p>また、私たちが指摘してきたように、立川の孤独死や葛飾の放射能汚染など、都民の生命に関わる緊急事態に際して東京都人権部は対応していません。</p> <p>いま、多くの保育所待機児、学校におけるいじめや体罰、児童・青少年の自殺、若者の就職難、ブラック企業による使い捨て労働、国民健康保険料の値上げ、保険料が払えず病院に行けない人々、老人の孤独死、介護施設に入れない老人など、生きる権利さえ奪われる人が続出しています。そうしたなかで安倍内閣は「成長戦略」と称する使い捨て自由の限定正社員、生涯派遣、残業代ゼロ、年金の引き下げ、国保料の引き上げ、消費税の引き上げ、解雇の自由化、病床の削減、介護給付の制限、生活保護の改悪、中小企業への外形標準課税など、国民の生きる権利を奪う施策を次々と強行しようとしています。</p> <p>このような都民の「生きる権利」が脅かされているもとの、東京都は防波堤となって、都民を守らなければなりません。</p> <p>ところが、現行の「指針」は、その肝心の理念部分に日本国憲法や世界人権宣言への言及がなく、「自立した個人が相互に支えあう」という趣旨で、人権について個人の自己責任を基調とし、弱者の権利擁護や行政の責任を放棄した、人権の理念に反する内容です。この「指針」では、老人や子どもの人権を守るためにはまったく役に立ちません。</p> <p>現行の「指針」では女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題の10個の人権課題を列挙していますが、依然として同和中心の予算編成になっています。この構成を改め、真に都民の人権擁護に役立つ内容にしていくことが求められます。</p> <p>東京人権連は、東京都に対して、以下の点での見直しを要求しています。</p>
--	--

①「指針」見直しは自立した個人を主語でなく、「社会的弱者に光を」の観点で、すなわち、憲法25条の生存権が国に保障義務を課しているという観点で行うこと。社会的格差・貧困問題、雇用拡大と労働問題、環境問題、地震・災害対策等現代的課題を加えること。

②人権さえも自己責任とする態度を改め、都の責任を明らかにすること。また、都の回答書にある「憲法と世界人権宣言を尊重して作成」という立場からも、憲法と世界人権宣言を尊重する旨を、生存権、良心の自由、教育を受ける権利、労働の権利などを含めて「指針」に盛り込むこと。

③見直しにあたって都は「外部有識者の会議を設置する」としているが、前回以上に、議会および関連団体はもとより労働、生活、環境に関する団体等、広く都民の創意と要求を結集する機会を設けること。

* * * * *

7月25日の第1回有識者懇談会で、東京都人権部の担当者は「国内だけでなく国際情勢を踏まえた基本理念を示す」「新たな人権課題を追加し、課題ごとに最新状況を盛り込む」「企業・NPO・スポーツ団体等の民間団体、自治体、国と連携した取組を強化」という「方向性」を提起しました。

同和問題について、差別の指標である結婚および就職に関する差別事象はここ10年以上ゼロ件であることは東京都が認めています。現行の「指針」は「差別深刻論」に立ち、それが「一般施策」の名による無駄な同和事業の継続の根拠になっていることは重大です。「指針」の見直しに当たっては、同和問題が基本的に解決したことを明らかにし、啓発・教育についても正しい認識に立ったものに改めるべきです。

また、オリンピックに関しても、ヘイトスピーチなどの排外主義を克服すること、また、国立競技場の巨大開発を見直し、住民の居住権を尊重し、環境に調和したものに改める必要があります。

私たちは、東京都および有識者懇談会が、日本国憲法と世界人権宣言に基づいて、真に都民の人権を守る立場に立って「指針」の見直しに取り組むよう、申し入れます。

団体名	東京都重症心身障害児(者)を守る会
代表者	安部井 聖子
住所	
連絡先	
団体の概要	<p>昭和41年6月東京都重症心身障害児(者)を守る会創立。 昭和41年3月品川区に分会設立。以降、平成22年12月までに都内に12分会設立。現会員数731名。 東京都下の重症心身障害児および重症心身障害者の父母、それに代わるものが協力して助け合い、上部団体である全国重症心身障害児(者)を守る会の基本理念“もっとも弱いものをひとりももれなく守る”を遵守しつつ、重症心身障害児者の福祉の向上を図ることを目的として活動している。</p>
障害者に関する現在の状況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者理解が進んでいないことによる本人、家族への差別と偏見がある。 ・障害のあるきょうだいがいることにより、そのきょうだいに精神的な負担がある。 ・重症心身障害児者の場合、居住地近隣の医療機関で受診しようとしても断られる。また、入院の際には保護者の付添いを求められる。 ・医療的ケアを必要とする場合、学校教育や地域生活において様々な困難がある。

<p>指針の見直しに対するご意見・ご要望等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮に基づく差別の解消。 ・障害者理解を推進するために、学校教育の場においても人権などの授業によって倫理観や思いやりなどの心を育んでいくようにしていただきたい。 ・障害者本人だけでなく、そのきょうだいにいじめや不利益が生じない温かい心を育む教育を進めていただきたい。 ・権利を主張するだけでなく、他者の権利や人権を受け止められる社会作りをしていただきたい。 ・医療機関や医療従事者への重症心身障害児者理解の推進。 ・障害者の中でも、さらに弱い立場にある重症心身障害児者が、当たり前で地域で暮らし続けていける施策の推進。 ・養育困難、虐待、親の高齢化による地域生活ができないなどの社会的困難を負った者の入所施設の確保。 ・米国などでは企業の玄関に、人権侵害の内容について示されている。このように目に付く場所に人権について掲示するなど、具体的に広く社会に理解を得られる方策に取り組んでいただきたい。
---------------------------	--

特定非営利活動法人東京腎臓病協議会概要

(略称：NPO東腎協)

所在地 〒170-0005

東京都豊島区南大塚二丁目 40 番 11 号 富士大塚ビル 2 階

TEL 03 (3944) 4048 / FAX 03 (5940) 9556

E mail : info@toujin.jp

URL : <http://www.toujin.jp>

結 成 1972 (昭和 47 年) 11 月 19 日 (東京都腎臓病患者連絡協議会)
2006 年 2 月 7 日法人格取得により、
特定非営利活動法人東京腎臓病協議会に名称変更

会 員 数 4,350 人 (2014 年 7 月末現在)

予算規模 約 3,000 万円

主な役員	会 長	藤田 吉彦
	副 会 長	小野 誠
	副 会 長	戸倉 振一
	副 会 長	須賀 春美
	副 会 長	梅原 秀孝
	事務局長	岸里 悟

事業目的 この法人は、広く一般市民に対し、腎臓病に関する正しい知識普及と予防を図るための事業及び腎臓病患者に医療体制の充実と福祉向上を図るための政策提言等の事業を行い、もって市民の健康ならびに福祉向上に寄与することを目的とする。

事業種類 この法人は、上記目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 腎臓病に関する知識の普及と予防等を促進する事業
 - (2) 腎臓病患者の自立を支援するための相談事業
 - (3) 腎臓病患者の医療体制の充実と福祉の向上を図る事業
 - (4) 関連する他団体との協同事業
 - (5) 福祉移送相談・推進事業
 - (6) 腎臓病患者の食事療法に資する事業
 - (7) 腎臓病患者の災害対策事業
- その他広告掲載事業

以上

日ごろから大変お世話になっております。

「東京都人権施策推進指針」見直しに当たってのご意見等について（依頼）についてご送付させていただきますので、ご査収のほどよろしく申し上げます。

○詳細

・団体の概要等は私の方で別紙お付けいたしました。指針の見直しに対するご意見等に関しては弊会会長に東京都の資料を見せました。特に見直し等もないということでした。

NPO法人東京腎臓病協議会
事務局長 岸里 悟

団体名	公益社団法人 銀鈴会
代表者	松山雅則
住所	
連絡先	
団体の概要	<p>公益社団法人 銀鈴会は喉頭・咽頭・甲状腺・食道などの腫瘍のために、声帯を摘出し声（発声機能）を失った人たちが食道発声、電気式人工喉頭（EL）による発声、シャント手術による発声などの代替音声を先に声を失った先輩喉摘者（40名）が新人喉摘者に発声法を指導するボランティア団体です。東京を中心に約1100名の喉摘者がお互い助け合い、週3日の発声訓練を通して親睦を深めています。</p>
障害者に関する現在の状況・課題	<p>現在、銀鈴会の発声教室は火、木、土曜日の週3日午後1時～2時半まで発声訓練の指導を実施しています。喉摘者は癌による手術ということもあって退職された高齢者（60歳以上）多く、家庭、住居地区では話せないことにより疎外感が強く、銀鈴会での発声練習は同じ境遇の仲間との筆談を含むコミュニケーションが楽しみとなっており、喉摘者にとって大切な居場所になっています。</p> <p>一方、40代、50代の就業中の会員さんにとって長期に亘る日中の訓練は仕事との両立が難しく、就業中の喉摘者からは夜間の教室開設を望む声も多い。ほとんどの50歳代後半以上の会員さんは声を失って仕事の継続が難しく、退職しての年金暮らしになっている。こうした人達にとって週3回の教室までの交通費が負担になり発声訓練を諦める人もいます。</p> <p>また会場は東京都の障害者会館を利用させていただき、指導員は無給のボランティアで活動していますが、東京都から若干の援助はいただくものの会の運営、交通費などの費用負担が重く、今後の活動が心配されます。</p>

<p>指針の見直しに対する ご意見・ ご要望等</p>	<p>東京都人権施策推進指針を読ませていただき、大変手広く纏められご苦勞が感じられました。敬意を表します。私は人権に関しての素人であり、過去踏みこんで考えたことはありませんでしたので間違っているかもしれませんが単純に感じたことを記述させていただきます。指針の内容が本当にどこまで実行できるのですか、言いばっなし、書きばっなしに終わりはしないか、優先順位はないのですか、ロードマップは作るのですか、実施の確認はどうするのですか、それぞれの実施したことの評価はどうするのですか、などの多数の疑問が浮かびました。指針だから先ずは方向性をとることでしょうが、私の疑問を少しでも解消すべく<u>進め方の指針</u>、それぞれの項目に対する<u>評価の指針</u>も同時に示していただければと思います。</p> <p>尚、障害者に対する人権施策の中で我々が最も関心を持つ「音声、言語機能障害者」である聾啞、失語症、喉摘者などが直面するコミュニケーション障害に対する記述が十分でなく、単に身体障害者と一括りで記述されて、車椅子やバリアフリーなどの言葉でみられるような肢体の障害と同一的に扱うのは適切でないように感じます。盲目も含めてのコミュニケーション障害に対する施策指針が欲しいと思いました。</p>
-------------------------------------	--

団体名	東京都精神障害者家族会連合会（通称：東京つくし会）
代表者	会長 真壁 博美
住所	
連絡先	
団体の概要	<p>沿革・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立：1968年（昭和43年）4月13日 ・1988年（昭和63年）会の名称を「東京都精神障害者を守る会」から「東京都精神障害者家族会連合会」に変更、1998年（平成10年）：第50回保健文化賞受賞、1999年（平成11年）：30周年記念式典挙行 ・上部団体：公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会（通称：みんなねっと） ・会の目的：次のような社会の実現を目指す：（1）精神疾患について全ての市民が理解している（2）精神疾患の予防に熱心である（3）精神疾患の早期発見、早期治療を支援する（4）精神障害の状態になっても尊厳が守られ、支援を受けて希望を持って地域で生活できる。そのために次の事業を行っている（1）家族会育成事業（2）相談事業（3）法制度改革運動（4）啓発・広報活動 ・都からの委託事業： 東京都福祉局から東京都精神保健福祉民間団体協議会（都精民協）に委託されている事業の一部で、精神保健情報誌「道しるべ」の刊行・配布を行っている。その他に、講演会開催、家族会巡回相談、家族個別相談を受けている。 <p>平成27年度事業・活動方針より</p> <p>◇はじめに</p> <p>障害者権利条約が批准され、障がいを持って地域住民として尊重され暮らしやすい社会づくりが始まろうとしている。昨年の「精神保健福祉法」の改正では、保護者制度が削除された。しかし医療保護入院における家族などの同意が残り、人権擁護についての体制も明らかになっていない。「障害者雇用促進法」の改正では、精神障がい者の雇用義務化がうたわれたが、完全施行は10年先という。「障害者差別解消法」も成立したが、法律ができたからといって、差別や偏見が無くなるわけではない。「障がいがあってもなくても地域で安心して</p>

暮らせる社会をつくっていこう」という大きな目標をめざし、社会のあり方を変えていく活動を「みんなねっと」や他障害者団体、支援者団体とも連携して進めていく。

「入院中心から地域へ」の国の政策が打ち出されて10年になるうとしていくが、精神科医療は地域化・脱施設化へ向かっていない。精神保健医療福祉関係費の費用配分は、医療費：保健福祉費が97：3と、医療費への偏在となっている。私たちが望む地域サービス充実のためには、保健福祉費を大幅に増やし、地域生活を支援してくれる多職種チームの数と支援者の研修の充実、身近な窓口で相談でき、必要なサービスに繋がられる体制づくりが必要である。

2012年に、精神疾患が国の重点施策の5疾病に位置づけられたが、それにふさわしい具体的施策がなかなか進まない。精神疾患の早期発見・早期介入を実現するためには、義務教育での精神疾患教育は欠かせない。みんなねっととともに国に働きかけると同時に、東京都教育委員会に出席し、委員たちに資料を配付して訴えることができるようにする。

東京都への要望活動は、各ブロックごとに討議された要望をまとめて要望書を作成する。効果的に訴えるために、理事だけでなく各ブロックからの参加者とともに要望活動をし、併せて都議会各会派議員への働きかけを積極的に行う。また、東京都精神保健福祉民間団体協議会（都精民協）とも協議しながら、東京都への要望活動を行う。

家族会の活性化については、家族会員の努力はもちろんであるが、行政・関係機関などの職員の支援（定例会への参加など）を要請していく。家族は支援を受ける側だけでなく、家族会の存在を知らせて困難な人のニーズを行政にとどけ、地域に孤立している家族に情報を伝えることが大切である。家族会員による相談活動が多く家族会で実践されているが、その質の向上を図るため、家族相談員養成事業をブロック単位での活動を中心に、いっそうの充実に努める。

「つくしだより」を読みやすくし、内容の充実に努める。ホームページの維持管理を適切に行うことにつとめ、広く都民に精神保健医療福祉の啓発をする。

財政面では、会費収入を増やす努力をするとともに、賛助会員の拡大、民間寄付団体にも支援を求める。東京都に、当会事務所の家賃補助を引き続きもとめる。

理事会の活性化では、理事の増員を図り、役割分担をして機能的な理事会運営を目指す。理事の他に「理事補佐」という役を新設し、つくし会の活動の充実に努める。

「家族支援」については、家族会員にはその大切さが知られるよう

	<p>になったが、専門家や支援事業所職員には、あまり認識されていないのが実態である。みんなねっとが実施しはじめた「家族支援員の養成」にも協力していく。</p>
<p>障害者に関する現在の状況・課題</p>	<p>第1部 人権施策推進の考え方 P. 5</p> <p>第2章 指針策定の背景</p> <p>1 人権をめぐる国内外の動向に現在の「人権教育のための世界計画」と「障害者権利条約」を入れて頂きたい。</p> <p>国による「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(平成9年—1997年～)の後の「人権教育のための世界計画」が平成17年(2005年)からスタートした。</p> <p>この間、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が2014年1月20日に批准公布された(実に署名日の2007年9月28日以来7年振りである)。この条約は21世紀に入って初めての人権条約であるという点で特記すべきである。そして、その前文において、昭和23年(1948年)の「世界人権宣言」に始まる7つの「主要人権条約」(注)が関連付けられている。</p> <p>(注) 障害者権利条約「前文」(d)で引用されている条項・条約</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 ② 市民的及び政治的権利に関する国際規約 ③ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 ④ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 ⑤ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱又は刑罰に関する条約 ⑥ 児童の権利に関する条約 ⑦ 全ての移住労働者及びその家族の構成員の保護に関する国際条約 <p>・内容面では、新たな障害観と他の市民との平等性を「他の者との平等を基礎にして」という文言で表現しており、障害者に特別な権利、新しい権利を与えるよう要求していない点を銘記すべきである。</p> <p>(2) 東京における人権問題の状況 P. 7</p> <p>○障害者については、東京都総務局人権部の“じんけんのとびら”5.</p>

指針の見直しに対するご意見・ご要望等

障害者の人権問題記載の表現が適切と考えます。即ち、

・障害者を取り巻くバリア

障害のある人には、道路の段差、建物におけるエレベータやエスカレータの不備などの物理的なバリア、資格の取得や就業にかかわる制度的なバリア、視覚や聴覚などの障害者による情報入手や通信連絡にかかる情報面のバリア、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの心のバリアなど、様々なバリアがあります。

このようなバリアを取り除き、障害者が日常生活や社会生活において制限を受けないようにすることが私たちには求められています。

・障害者の自立と社会参加

◆ 障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと（共生社会）の実現を目指し、平成23（2011）年に障害者基本法が改正されました。これに伴い、障害者の自立と社会参加を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

◆ 平成24（2012）年には、障害者虐待防止法が施行され、虐待の防止と早期発見、虐待を受けた障害者の保護と自立を図る取組が始まりました。

◆ 平成25（2013）年には、障害者雇用促進法が大幅に改正され、①法定雇用率が引き上げられるとともに（国・地方公共団体等は2.1%から2.3%へ、都道府県等の教育委員会は2.0%から2.2%へ、民間企業は1.8%から2.0%へ）、②平成30（2018）年から精神障害者を雇用義務の対象とされる、③雇用分野における障害者に対する差別の禁止などが定められました。

また、障害者への差別的取扱いや合理的配慮をしないことを禁止した障害者差別解消法が成立しました。

なお、公職選挙法等も改正され、成年被後見人も選挙権・被選挙権を有することになりました。

◆ 東京都は、「東京都障害者計画」や「東京都障害福祉計画」などに基づき、障害者の地域生活支援や就労支援、多様な障害特性に応じたきめ細やかな相談などの支援を進めるとともに、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例を施行し、障害者や高齢者だけでなく、すべての人が利用しやすくなるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を進めています。

障害のある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解して支え合っていくことが大切です。

P. 11

第3章 指針の基本的な考え方

P. 13

4 施策の評価と見直しに次の文言を入れてください。

施策の達成度を評価するためにPDCAサイクルを回します。

P. 17

第2部 人権施策の具体的な取組

P. 24

課題1 人権相談への対応

(2) トータルコーディネート部門の設置

次の機関を設置して頂きたい

東京都障害者差別解消支援地域協議会（障害者差別解消法第17条に定めるもの）

P. 33

第2章 啓発・教育

P. 35

課題1 都民・企業等への啓発

P. 37

(2) 企業等への啓発

1 業界団体に対する啓発

(3) 就職差別解消促進月間事業に次の文言を入れて頂きたい。

障害者雇用促進法に基づき、①法定雇用率の前倒し早期実現②平成30（2018）年からの精神障害者を雇用義務の前倒し早期実現 ③雇用分野における障害者に対する差別の禁止などの啓発を行う。

P. 41

2. 教育

P. 44

課題1 学校教育における人権教育の推進に次の文言を入れて頂きたい。

障害者差別解消法に定められている、障害者への差別的取扱いや合理的配慮をしないことについて実生活での体験を元に学習するカリキュラムを組む。

以上

団 体 名	東京都身障運転者協会
代 表 者	会長 中 島 浩 司
住 所	
連 絡 先	
団体の概要	<p>「行きたいときに 行きたいところに 行くために クルマは私達の足」をモットーに、車を利用した生活圏の拡大を図る。障害者・高齢者の安全走行、維持管理、運行に伴う障壁の除去、改善研究、提言運動。</p>
障害者に関する現在の状況・課題	<p>障害者と一言で言っても、その種類や程度で大きく異っていると思う。</p> <p>私達が日常感じている問題の一つに、東京都心部では車椅子の人が利用できるトイレが少ない事に加え、そのトイレが在っても標示がないため、利用が出来ないという事。</p> <p>例えば、誰にでも分かり易いコンビニやガソリンスタンド、その他1階フロアのお店に、助成金を出したり、減税措置を行い、車椅子トイレを気軽に利用できるトイレを増やして欲しい。</p>

<p>指針の見直しに対する ご意見・ ご要望等</p>	<p>具体的な人権施策の立案の前に、必ず障害当事者の 意見を聞いてください。</p>
-------------------------------------	--

意見書の作成に関する回答

(1) 団体の概要

東京視覚障害者協会は視覚障害 当事者の団体で
1967年結成。視覚障害者の平等と社会参加の実現の
為に活動している 会員数 130名

(2) 障害者の現状と課題

視覚障害者の3つの不自由といは

歩行・移動、情報の摂取と発信、就労である
社会参加の実現の課題は道半ばである

(3) 指針の見直しに対する意見

本年11月20日、我々が締結国となった障害者権利条約の
理念を踏まえて指針を作成し2月1日
よりまた人権侵害の多方面で見られる

回答者
東京視覚障害者協会
田中章治

東京都人権施策推進見直しに関する意見書

東京都総務局人権部長

箕輪 泰夫 様

公益社団法人東京都盲人福祉協会

会長 笹川 吉彦

障害者権利条約締約国となった今、指針は同条約に基づいたものとすべきであり、抜本的な見直しをすべきです。お尋ねの3項目につき、以下のとおり回答します。

1. 団体の概要

本会には、都内各自治体を単位として40団体が加盟しており、会員数は1,500名です。都内には約39,000人の目の不自由な者が生活しておりますが、その数から見ると加盟率は極めて低い状況にあります。その原因は65歳以上が70パーセントを占めるという超高齢化と、就業率約20パーセントという低さにあります。また、同行援護事業等、外出を介助する制度があるとはいえ、色々な制約があるため、外出がままならない状況にあります。また、各種の情報が点字化、または音声化されていないため、極端な情報不足に陥っています。さらに、個人情報保護法により、自治体が障害者のリストを公開しないため、同じ自治体内にあっても、どこに障害者がいるか定かではありません。これらの点から、組織づくりに苦慮しているのが実情です。

2. 視覚障害者の現状と課題

(1) 就労問題

先にも記したとおり、就業率はわずか20パーセント程度で、障害者の中でも極めて低い状況にあり、働きたくても働く場がないというのが実情です。就労は憲法で保障されており、少なくとも、働く意欲のある者については、就労の道を開くべきであり、私たちは人権に関わる問題として捉えています。

具体的には、天職とも言われていた、はり、きゅう、マッサージ業が、健常者の著しい進出と無資格類似行為者の横行により、危機に瀕していること

(困難を克服して国家免許を取得しても営業が成り立たない) こと、た、一般企業に就職を希望した場合、単独での通勤が求められ、高い職業的能力があっても通勤問題がネックとなって不採用になるケースがあります。東京都では、障害者を対象とした職員別枠採用試験を実施していますが、その条件として「活字が読める程度という制約があり、全盲の者は受験すら認められていないのが実情です。

(2) 住宅問題

民間アパートやマンションを借りる場合、全盲の一人暮らしは敬遠されがちで、思うように住宅を確保することが困難です。また、都営住宅に入居して、はり、きゅう、マッサージ業を営業する場合、地理的条件が悪く、開業しても患者が来にくいという問題もあり、住宅の確保に苦慮しているのが実情です。

(3) 介助制度の不足

障害者総合支援法に基づく、各介助制度（同行援護事業、ホームヘルパー派遣事業等）が設けられていますが、時間的な制約があり、特に、全盲単身者や夫婦全盲の家庭では、十分なサービスが受けられない状況にあります。また、文字の読み書きを介助する制度がないため、必要書類を提出したり、子供が学校に通っている家庭などでは、学校への提出資料などが思うように提出できないこともあります。読み書きの保障が必要です。

(4) 所得の保障

高齢者が多く、また、未就業者が多いことから、障害基礎年金や東京都の心身障害者福祉手当に生活を依存している者が多く、最低の生活に甘んじている状況です。会員数が少ないのも一つは生活に余裕がないことを示しています。特に、東京の物価高は、各国首都の上位にあると言われ住宅費はその最たるものです。何らかの方法による所得保障が必要です。

(5) 教育問題

立ち後れていた我が国のインクルーシブ教育が、ようやく実施されつつありますが、まだまだ不十分です。可能な限り障害児も一般校で学ことにより、

障害者に対する理解も深まり、相互理解が果たせるものと思います。

3. 指針の見直しについて

冒頭でも記したとおり、障害者権利条約締約国になった今、同条約に基づき障害者の人権が完全に保障される指針を策定する必要があります。

※資料が余りにも膨大なため、全文を読むことができませんでした。